

新 前 橋 法 律 事 務 所
弁 護 士 報 酬 等 規 程
(平成29年7月1日改訂)

新前橋法律事務所

弁護士報酬等規程

I 法律相談料

(法律相談と法律相談料)

- i 当事務所に所属する弁護士は、まずはお客様からお悩み事のご相談をいただいた
だき(法律相談)、その上で、事件をご委任なさるか否かを決定していただくことと
しております。
- ii 法律相談にあたっては、次の法律相談料をお支払いいただいております。

[法律相談料] (いずれも別途消費税がかかります。)

30分以内の法律相談 5000円

ご相談時間が30分を超える場合、

上記に加え、30分当たり5000円ずつ

ただし、① 債務整理・過払金返還に関するご相談

② 離婚に関するご相談

③ 相続に関するご相談

④ 労働者側の労働関係のご相談

については、初回1時間以内のご相談は無料としております。

II 事件受任の場合の弁護士報酬

(事件受任の場合の弁護士報酬について)

i 弁護士報酬には次の内容が含まれます。

- ① 着手金： 事件着手時に事件処理の成否にかかわらずお支払いいただく委任事務処理の対価です。
- ② 報酬金： 事件終了時に事件処理の成功の程度に応じてお支払いいただく委任事務処理の対価です。
- ③ 手数料： 事件の性質上、着手金・報酬金ではなく、事件着手時に手数料をお支払いいただき事件処理に当たる場合があります。
- ④ 日 当： 事件処理のために出張を伴う場合には、日当をお支払いいただく場合があります。

※ なお、日常的な法律事務に関する顧問契約を締結する場合には、顧問料をお支払いいただいております。詳しくは、Ⅲ 顧問料 をご参照ください。

ii 弁護士報酬には、別途消費税がかかります。

iii これらの弁護士報酬のほか、実費（印紙代、切手代、コピー代、通信代、資料取得費用、交通費等）が発生する場合には、別途ご負担をいただきます。

(受任時の弁護士報酬の決定)

- i 当事務所に所属する弁護士に対して事件処理をご委任いただく際の弁護士報酬は、以下の「個別事件ごとの報酬基準」を自安として、お客様と担当弁護士との協議の上で決定いたします。
- ii 弁護士報酬は、事件の難易等により増減しますので、担当弁護士にご相談ください。また、法律相談の際に、お気軽に見積書をご要望ください。

(委任契約書)

受任に当たり、受任事項、弁護士報酬等を定める委任契約書を作成します。

(実費のお預かり)

弁護士報酬のほかに、事件処理に当たっては、実費が必要となります。

受任時に、着手金とは別に、実費（コピー代、通信代、資料取得代、交通費等）の見込金額を前もってお預かりし、「預り金」とします。「預り金」は、委任終了時に清算いたします。（お預かりした実費は、余剰が出た場合には事件終了時にお返しし、不足が生じた場合には随時追加をお願いしております。）

個別事件ごとの報酬基準

- 以下の基準は目安です。弁護士報酬は、お客様と担当弁護士の協議の上で決定します。
- 事件の難易等により弁護士報酬は増減をしますので、担当弁護士にご相談ください。

1 金銭請求事件

(1) 訴訟事件

- ・ 訴訟事件の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。
- ・ 事件の種類や難易により、増減があります。

i [着手金]

経済的利益の額	着手金
～ 125万円	10万円
125万0001円～ 300万円	経済的利益の額の 8%
300万0001円～ 3000万円	経済的利益の額の 5%+ 9万円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の 3%+ 69万円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の 2%+369万円

ii [報酬金]

経済的利益の額	報酬金
～ 300万円	経済的利益の額の16%
300万0001円～ 3000万円	経済的利益の額の10%+ 18万円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の 6%+138万円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の 4%+738万円

(2) 調停事件 及び 示談交渉事件（裁判外の和解交渉）

- ・ 調停事件の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。

- ・ 事件の種類や難易により、増減があります。

i [着手金]

上記「(1) 訴訟事件」の着手金額の3分の2

ii [報酬金]

上記「(2) 訴訟事件」の報酬金額の3分の2

※ 調停手続・示談交渉で解決がなされず、訴訟手続に移行し、引き続いてご委任いただく場合には、別途の委任契約と別途費用とが必要となります。

例えば、訴訟事件に移行する場合は、調停手続・示談交渉の着手金とは別に、訴訟事件の着手金・報酬金が必要となります。

(3) 契約締結交渉事件 ((2)の示談交渉を除きます。)

- ・ 裁判所の手続を経ずに、相手方と交渉により契約を締結する場合です。ただし、示談交渉については、上記(2)のとおりです。
- ・ 契約締結交渉事件の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。
- ・ 事件の種類や難易により、増減があります。

i [着手金]

経済的利益の額	着手金
～ 700万円	10万円
700万0001円～ 3000万円	経済的利益の額の 1%+ 3万円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の0.5%+ 18万円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の0.3%+ 78万円

ii [報酬金]

経済的利益の額	着手金
～ 300万円	経済的利益の額の 4%
300万0001円～ 3000万円	経済的利益の額の 2%+ 6万円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の 1%+ 36万円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の0.6%+156万円

※ 契約締結交渉で解決がなされず、調停、訴訟その他裁判所の手続に移行し、引き続きご委任いただく場合には、別途の委任契約と別途費用とが必要となります。

例えば、訴訟事件に移行する場合は、契約締結交渉事件の着手金とは別に、訴訟事件の着手金・報酬金が必要となります。

2 離婚事件

(1) 離婚訴訟事件

- ・ 離婚訴訟事件の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。
- ・ 事件の種類や難易により、増減があります。

i [着手金]

30万円から50万円の範囲

ii [報酬金]

30万円から50万円の範囲

※ 財産上の請求（慰謝料や財産分与等）をする場合には、上記のほか、請求額に応じ、「1 金銭請求事件」の費用が加算されます。

(2) 離婚調停事件・離婚交渉事件

- ・ 離婚調停事件・離婚交渉事件の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。
- ・ 事件の種類や難易により、増減があります。

i [着手金]

20万円から50万円の範囲

ii [報酬金]

20万円から50万円の範囲

※ 財産上の請求（慰謝料や財産分与等）をする場合には、上記のほか、請求額に応じ、「1 金銭上の請求」の費用が加算されます。

※ 離婚交渉で解決がなされず、離婚調停に移行し、引き続いてご委任いただく場合には、別途の委任契約と別途費用とが必要となる場合があります。

また、離婚調停で解決がなされず、離婚訴訟に移行し、引き続いてご委任いただく場合には、別途の委任契約と別途費用とが必要となる場合があります。

3 刑事事件（少年事件を含みます。）

- ・ 刑事事件（少年事件を含みます。）の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。
- ・ 事件の種類や難易により、増減があります。

i [着手金]

事件の種類	着手金
裁判員裁判対象事件ではない場合	20万円から 50万円の範囲
裁判員裁判対象事件の場合	30万円から100万円の範囲

ii [報酬金]

- ① 不起訴処分
- ② 身柄解放（罰金刑、執行猶予を含みます。）
- ③ 検察官求刑からの減刑

の場合には、報酬金をお支払いいただきます。

事件の種類	報酬金
裁判員裁判対象事件ではない場合	20万円から 50万円の範囲
裁判員裁判対象事件の場合	30万円から100万円の範囲

※ 上記基準は、自白事件、裁判回数が3回程度までの事案解明な事件についてのものです。否認事件、共犯事件、裁判回数が3回程度を超える等の事案複雑な事件については、上記基準を大きく上回る場合があります。

※ 保釈請求を行う場合

- ・ 実費として保釈保証金のご用意をいただく必要があります。
- ・ 保釈獲得につき、別途、報酬金相当額をお支払いいただく場合があります。

4 裁判外の手続

- ・ 裁判外の法律事務の費用として、手数料・日当・実費が必要となります。
- ・ ご委任いただく法律事務の内容の難易により、手数料の額は増減があります。

(1) 法律関係調査

[手数料]

5万円から30万円の範囲

※ 鑑定書を作成する場合、別途、手数料相当額をお支払いいただく場合があります。

(2) 契約書類作成

[手数料]

経済的利益の額	手数料
～ 300万円	10万円
300万0001円～ 3000万円	経済的利益の額の 1%+ 7万円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の0.3%+ 28万円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の0.1%+ 88万円
定型的な契約書類の作成	5万円～

※ 公正証書による契約書を作成する場合は、上記手数料に、3万円が加算されます。また、公証役場に対して支払う実費が必要となります。

(3) 内容証明郵便の文面作成

[手数料]

種 類	手数料
弁護士名の表示がない場合	1万円から3万円の範囲
弁護士名の表示がある場合	3万円から5万円の範囲

※ 相手方との交渉が必要となる場合は、別途、「1 金銭請求事件」の「(2) 調停事件 及び 示談事件」又は「(3) 契約締結交渉事件」の費用が必要となります。

(4) 遺言書作成

[手数料]

経済的利益の額	手数料
～ 300万円	20万円
300万0001円～ 3000万円	経済的利益の額の 1%+ 17万円
3000万0001円～ 3億円	経済的利益の額の0.3%+ 38万円
3億0000万0001円～	経済的利益の額の0.1%+ 98万円
定型的な遺言書の作成	10万円～

※ 公正証書による遺言書を作成する場合は、上記手数料に、3万円が加算されます。また、公証役場に対して支払う実費が必要となります。

5 債務整理（倒産処理手続（破産・再生）・任意整理事件）

- ・ 個人の倒産処理手続・債務整理手続については、費用の分割払いが可能な場合があります。担当弁護士にご相談ください。

(1) 自己破産手続

- ・ 自己破産手続の費用として、手数料・日当・実費が必要となります。
- ・ 自己破産手続では、実費として、裁判所に対する予納金が必要となります。管財事件となる場合には、予納金額が高額となる場合がありますので、担当弁護士にご相談ください。

[手数料]

種 類		手数料
法人の自己破産手続		50万円～
個 人	事業者である個人の自己破産手続	30万円～
	事業者でない個人の自己破産手続	20万円から40万円の範囲

※ 上記のほか、実費として、予納金等が必要となります。

管財事件となる場合には、予納金額が高額となる場合があります。

※ 法テラスの援助を利用される場合でも、官報公告予納金は原則として立替払いがなされないため、着手時に、別途ご用意いただく必要があります。

(2) 民事再生手続

- 民事再生手続の費用として、手数料・日当・実費が必要となります。
- 法人の民事再生手続では、実費として、裁判所に対する予納金が必要となります。また、小規模個人再生手続・給与所得者等再生手続では、支払意思確認のための履行テストの費用が必要となります。

[手数料]

種 類		手数料
法人の民事再生手続		100万円～
個 人	事業者である個人の手続	100万円～
	事業者でない個人の手続 (小規模個人再生・給与所得者等再生)	30万円から40万円の範囲
	※ 住宅ローン特則を付する場合	上記に5万円を加算

※ 上記のほか、手続により、実費として、予納金、履行テスト費用等が必要となります。

※ 法テラスの援助を利用される場合でも、官報公告予納金は原則として立替払いがなされないため、着手時に、別途ご用意いただく必要があります。

(3) 任意整理事件

- ・ 任意整理事件の費用として、着手金・報酬金・日当・実費が必要となります。
- ・ 受任時に過払金の存在が明らかで、返還による余剰金が出るが見込まれる場合には、着手金不要としております。 担当弁護士にご相談ください。

i [着手金]

債権者数	着手金	債権者数	着手金
1	4万0000円	6	21万0000円
2	8万0000円	7	23万0000円
3	12万0000円	8	25万0000円
4	15万0000円	9	27万0000円
5	18万0000円	10	29万0000円

※ 債権者が10を超える場合は、10を超える債権者1ごとに2万円を加算します。

※ 債務総額の10%までの範囲で増額する場合があります。

ii [報酬金]

場 合	報酬金
債務減額に成功した場合	受任時に、減額に成功した額を経済的利益として相当額を定めます。
任意整理事件中、過払金が判明し、その返還を受けた場合	返還を受けた金額の20%の額から着手金を控除した金額

iii 日当

事件進行により裁判所への出頭が必要となった場合、別途着手金は不要ですが、次の日当をお支払いいただきます。

裁判所の場所	日 当
群馬県内	1回1弁護士当たり2万円
群馬県外	1回1弁護士当たり4万円

6 過払金返還請求事件

- ・ 受任時に過払金の存在が明らかで、返還による余剰金が出るが見込まれる事件です。

当事務所では、この場合、着手金不要としております。 担当弁護士にご相談ください。

i [着手金]

0円（着手金は不要です。）

ii [報酬金]

返還を受けた金額の20%の額

iii 日当

事件進行により裁判所への出頭が必要となった場合、別途着手金は不要ですが、次の日当をお支払いいただきます。

裁判所の場所	日 当
群馬県内	1回1弁護士当たり2万円
群馬県外	1回1弁護士当たり4万円

III 顧問料

- ・ 当事務所では、日常的な法律事務に関する顧問をご要望のお客様との間で、顧問契約を締結しております。
- ・ 顧問契約の費用として、月々の顧問料が必要となります。
- ・ 見守り契約、財産管理契約、任意後見契約、死後委任契約を一体としたホームロイヤー契約をご検討の方は、担当弁護士にご相談ください。

[顧問料]

種 類	顧問料
法人の顧問契約	月額3万円～
事業者である個人の顧問契約	月額3万円～

個人	事業者でない個人の顧問契約	月額2万円～
----	---------------	--------

※ 顧問業務の遂行のために必要となる実費につき、一定期間に一度、ご精算をさせていただきますこととしております。

IV 日当

- ・ 上記Ⅱの「個別事件ごとの報酬基準」に規定するもののほか、次のとおりです。

[日当]

出張先	日 当
群馬県内	1回1弁護士当たり2万円
群馬県外	1回1弁護士当たり4万円

※ 別途、当事務所実費規程に基づく交通費、宿泊費等が必要となる場合があります。

V 実費

- ・ 当事務所実費規程に基づき、事件処理に当たって発生する実費をご負担いただきます。

以 上

平成29年7月1日改訂